収入証紙

第一種大麻草採取栽培者免許申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 栽培地 | 数 |  |
| 位置 |  |
| 面積 |  |
| 目的 |  |
| 計画概要 |  |
| 業務管理体制 |  |
| 備考 |  |
| 　　上記のとおり、免許を受けたいので申請します。　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。　住　所法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。氏　名　　　　　　　　　　　生年月日法人又は団体を除く。　長 野 県 知 事　　殿 |

（注意）

１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

２　収入証紙は、知事免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

３　面積はアール換算で記載し、栽培地が複数ある場合は、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載のこと。

４　業務管理体制の欄には、①事業所の住所、名称②補助者の氏名、業務上の役割（栽培、保管等の一連の作業工程に係る担当及び責任の所在）、③盗難防止措置及び滅失等の事故が生じた場合の対応等を記載すること。

 第一種大麻草採取栽培者免許申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | 第一種大麻草採取栽培者の免許を申請するとき |
| 根拠法令 | 法第５条省令第１条 |
| 提出部数 | ２部（薬事管理課　１部、保健所　１部） |
| 添付書類 | １ 個人が申請者の場合に必要な書類(1) 略歴（氏名、生年月日、学歴、職歴）を記載した書類(2) 住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたもの(3) 大麻草の栽培の規制に関する法律第５条第２項第２号及び第５号に該当しない旨の医師の診断書（別記第１号様式）　(4) 大麻草の栽培の規制に関する法律第５条第２項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書（別記第２号様式）２　法人又は団体が申請者の場合に必要な書類(1) 定款及び登記事項証明書(2) 業務を行う役員の氏名及び略歴（氏名、生年月日、学歴、職歴）を記載した書　　類(3) 業務を行う役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真を貼り付けたもの(4) 大麻草の栽培の規制に関する法律第５条第２項第２号及び第５号に該当しない旨の医師の診断書（業務を行う役員全員）（別記第１号様式）(5) 大麻草の栽培の規制に関する法律第５条第２項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書（業務を行う役員全員）（別記第２号様式）３ 栽培地に関する書類(1) 栽培地の登記事項証明書(2) 栽培地の区域を示す図面及び付近の見取図　（栽培地の区域を示す図面は、栽培地全体が分かる図面に、免許期間中に栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにしたもの）(3) 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類の写し(4) 栽培地所有者の大麻草栽培に関する同意を証する書類（栽培地が自己の所有に属しないとき）（別記第14号様式）４ 大麻草の栽培等実務に関する書類(1) 事業計画書ア　事業全般の概要（事業における大麻栽培・利用の目的、大麻草から製造する製品の内容及び需要見込み、活動資金の確保及び収益確保の見込み等）ついて記載した書類イ　栽培に使用する大麻草の種子等の種類※及び入手方法並びに栽培計画(栽培、収穫、保管（設備含む）、廃棄方法、管理体制、盗難防止措置、必要な交雑防止措置等)について記載した書類※大麻草の種子、枝葉その他の大麻草の部位を用いた栽培方法及び当該大麻草のΔ9-THCの含有量が政令で定める基準を超えないことを証明する書類を添付することウ 栽培した大麻草の利用計画（販売・譲渡先及びその数量等、加工を行う場合は加工の方法、加工の過程及び加工の設備、製品の種類及び製造見込み量、製品の販売方法及び販売価格等）について記載した書類(2) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真(3) 大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類（法人又は団体の場合）(4) 大麻草の栽培に従事する者の業務の内容及び責任関係を記載した書類（法人又は団体の場合）(5) 盗取等の予防措置及び事故発生時の連絡体制を記載した書類５ その他の書類第一種大麻草採取栽培者免許証の写し（免許を受けようとする者が現に第一種大麻草採種栽培者である場合） |
| 手 数 料 | 22,000円（収入証紙） |
| そ の 他 | １ 申請書及び診断書に記載できないものは、別紙として添付させること。２ 郵送交付を希望する場合は、申請者が宛名を記載した書留郵便（料金相当の切手を貼付）やレターパックプラス等、郵便物の追跡が可能なＡ４サイズ以上の送付用封筒を用意させ、申請時に提出させること。 |